

貸工場入居に係る優遇措置について

栃木県は、県内事業者のベトナム進出を支援するため、ビンフック省に所在する第三タンロン工業団地の貸工場に入居する際の優遇措置等を定めた協定を本県、ベトナム・ビンフック省、住友商事株式会社、第三タンロン工業団地の四者において締結しました。

第三タンロン工業団地

- 概要：住友商事株式会社が100%出資する事業会社Thang Long Industrial Park (Vinh Phuc) Corporationが開発・運営する工業団地
- 所在地：ベトナム ビンフック省
(ハノイ市中心部から北へ車で約50分/44キロメートル)
- 開発面積：213ヘクタール

優遇措置の内容

- ① 入居後最初の1年間の管理費の免除
- ② 第三タンロン工業団地による会社設立手続一式（※）の代行及び手数料の免除（但し、実費分を除く）
※ 投資登録証明書登録手続、会社登記証明書登録手続、会社印作成及び登録手続
- ③ 現地政府（ビンフック省）による行政手続等の円滑かつ可及的速やかな支援

対象事業者・適用条件

- 対象事業者：栃木県内に本社又は製造拠点を有する法人（以下、「県内企業」という。）
- 適用条件：栃木県またはビンフック省からの紹介に基づいて第三タンロン工業団地の貸工場に入居する県内企業
※ 入居募集状況については栃木県または第三タンロン工業団地にお問い合わせください

アクセス

工業団地全景

貸工場

